

# 告示

## 埼玉県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
矢来用水堰土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所  
について、次のとおり届出があった。

令和八年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏名 住所

理事 飯嶋 尚夫 埼玉県東松山市大字上野本千七百十二番地

### 二 退任

職名 氏名 住所

理事 丸山 泰明 埼玉県東松山市大字上野本千六百九十八番地二